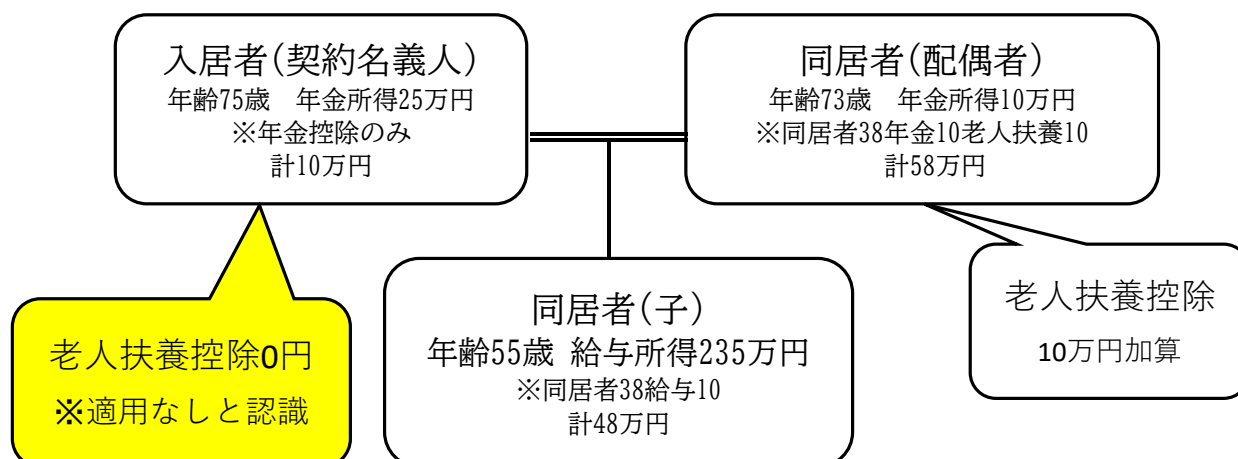


過大徴収の説明資料

例) 入居者・配偶者・子の3人世帯 神明北住宅3DK入居



※契約名義人は、実質同居者の子に扶養されている状況と考えられることから、契約名義人においても、老人扶養控除10万円を控除することが適当である。

町営住宅家賃表 (参考：神明北住宅木造平屋建て)

収入分位	月額所得の目安	構造 住戸タイプ	木造平屋住宅(2戸連棟)		
			1LDK(2DK)	2LDK(3DK)	3LDK(4DK)
一般	0~104千円以下		18,300	23,400	25,900
	104千円超~123千円以下		21,100	27,000	29,900
	123千円超~139千円以下		24,100	30,800	34,200
	139千円超~158千円以下		27,200	34,800	38,500
裁量階層	158千円超~186千円以下		31,100	39,800	44,000
	186千円超~214千円以下		35,900	45,900	50,800
	214千円超~259千円以下		42,000	53,700	59,500

過大徴収前 ⇒ (所得2,700,000円 - 控除1,160,000円) ÷ 12月
月額所得128,333円 家賃30,800円

適正家賃 ⇒ (所得2,700,000円 - 控除1,260,000円) ÷ 12月
月額所得120,000円 家賃27,000円

過大徴収額 ⇒ 30,800円 - 27,000円 = 月額3,800円 年額45,600円